

愛荘町地域活性化 住宅省エネ等改修事業

対象となるリフォーム

目次

①窓の断熱改修工事.....	2
②外壁、屋根・天井または床の断熱改修工事.....	6
③住宅設備（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）の設置.....	10
④バリアフリー改修.....	11
⑤屋根の日射遮へい改修.....	12
⑥LED照明設置.....	12
⑦省エネルギー設備（自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機））.....	12
⑧創エネルギー設備（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、家庭用ガス発電給湯器（エコウィル））.....	13

① 窓の断熱改修工事

改修後の窓が平成 25 年基準^{※1} もしくは平成 11 年基準^{※2} に規定する断熱性能等に適合するよう行う次のいずれかに該当する断熱改修が対象となります。

※1 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）

※2 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）

※平成 27 年度に省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。（ただし、同等以上の性能を有することを確認することができる場合は対象とすることができる。）

ガラスの交換	内窓設置	外窓交換
既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。	既存窓の内側に新たに窓を新設するものをいう。	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。
		

エコリフォームの対象となる窓の使用例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及 び II	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1 平方メートル 1 度につきワット。以下同じ。)が 1.91 以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.51 以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p>	<p>低放射複層ガラス(空気層 12 ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各 12 ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
III	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層 6 ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>

	<p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの</p>	
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの</p>	<p>イの場合、複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板二枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの</p>
IV	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
及び		
V	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの

VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの	遮熱低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートル以上のもの）又は熱線反射ガラス 3 種入り建具であるもの
-----------	-------------------------------------	---

1. ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107 - 1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格 A1420 - 1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする。

2. 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。

3. 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。

上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、対象とすることができる。

※引戸、ドアについては対象外。

② 外壁、屋根・天井または床の断熱改修工事

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象となります。

※平成 27 年度に省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。（ただし、同等以上の性能を有することを確認することができる場合は対象とすることができる。）

原則として次の JIS に該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が 0.052 以下のノンフロン製品が対象となります。

JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、
JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を対象とします。対象となる断熱材の性能および使用量については、表 1 及び表 2 をご確認ください。

ただし、JIS 規格に該当し、熱伝導率【W/(m・K)】が 0.052 以下のノンフロン製品である、表 2 の断熱材を使用する断熱改修工事であれば、十分な断熱効果があると認め、表 1 に定める一定の使用量の基準を満たしていなくても補助の対象とする。

参考

エコリフォームの対象となる断熱材の一定の使用量（表 1）

■断熱材の 1 戸当たりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材区分※1	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1			
A-2	6.0	6.0	3.0 ^{*3}
B	(3.0) ^{*2}	(3.0) ^{*2}	(1.5) ^{*2}
C			
D	4.0	3.5	2.0 ^{*3}
E	(2.0) ^{*2}	(1.8) ^{*2}	(1.0) ^{*2}
F			

■断熱材の1戸当たりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材区分※1	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1	1.7 (0.9) ※2	4.0 (2.0) ※2	2.5※4 (1.3) ※2
A-2			
B			
C	1.1 (0.6) ※2	2.5 (1.3) ※2	1.5※4 (0.8) ※2
D			
E			
F			

※1 断熱材の区分については、表2を参照。

※2 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※3 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※4 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

エコリフォームの対象となる断熱材の区分（表2）

断熱材区分※1	熱伝導率[W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール（施工密度13K、18K） ・タタミボード（15mm） ・A級インシュレーションボード（9mm） ・シージングボード（9mm）
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号 ・A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号 ・A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材（マット） ・ロックウール断熱材（フェルト） ・ロックウール断熱材（ボード）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1 号 ・ A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号 ・ A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3 号 ・ A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 ・ 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 3 ・ A 種ポリエチレンフォーム保温板 2 種 ・ A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号 ・ A 種フェノールフォーム保温板 3 種 1 号 ・ A 種フェノールフォーム保温板 3 種 2 号 ・ 吹込用セルローズファイバー 25K ・ 吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・ 吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
--	--	--

D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・ 高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・ A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・ A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種 ・ A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種 ・ 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 ・ 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 2 ・ A 種ポリエチレンフォーム保温板 3 種 ・ A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 ・ A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 1 号 ・ A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 2 号 ・ A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 3 号 ・ A 室硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 4 号 ・ A 種フェノールフォーム保温板 2 種 3 号
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 種フェノールフォーム保温板 1 種 1 号 ・ A 種フェノールフォーム保温板 1 種 2 号

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1 種 b※2)、KT-N(1 種 b※2)については、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3 種 b※2)、KT-N(3 種 b※2)については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区

分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9511 で規定される押出法ポリスチレンフォーム保温材の種類を示す。

③ 住宅設備（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）の設置

・太陽熱利用システム（エコ住宅設備）

強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できるものが対象となります。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）

※平成 27 年度に省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。（ただし、同等以上の性能を有することを確認することができる場合は対象とすることができる。）

・節水型トイレ（エコ住宅設備）

JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくは、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するものが対象となります。

※平成 27 年度に省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。（ただし、同等以上の性能を有することを確認することができる場合は対象とすることができる。）

・高断熱浴槽（エコ住宅設備）

JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するものが対象となります。

※平成 27 年度に省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象となります。（ただし、同等以上の性能を有することを確認することができる場合は対象とすることができる。）

④ バリアフリー改修

※対象となるバリアフリー改修工事は、以下の工事とし、原則、バリアフリー改修促進税制の工事内容に準じます。

	概要	説明
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれない。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね 750mm 以上（浴室の出入口にあってはおおむね 600mm 以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

⑤ 屋根の日射遮へい改修

屋根に高反射率塗料を塗布する工事が対象となります。

JIS K 5675 に規定する高反射率塗料であること。

また、それに準じた性能を持つものと同等以上の性能を有することが確認できるもので未使用のものが要件となります。

⑥ LED照明設置

照度が 2000 ルーメン以上の住宅用 LED 照明機器の設置工事が対象となります。

※電球等の消耗品の交換や、申請者自身が機器を取り付けた場合は対象とはなりません。

⑦ 省エネルギー設備（自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

電気ヒートポンプ給湯機 （エコキュート）	JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 3.0 以上（ただし寒冷地仕様は 2.7 以上）であること。
潜熱回収型給湯器 （エコジョーズ）	給湯部熱効率が 94%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機 （エコフィール）	連続給湯効率が 94%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 （ハイブリッド給湯機）	熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期（電気ヒートポンプの JIS 基準に定める中間期）の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94%以上であること。

⑧ 創エネルギー設備（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、家庭用ガス発電給湯器（エコウィル））

<p>燃料電池 (エネファーム)</p>	<p>固体高分子形燃料電池については JIS 基準（JIS C8823:2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の発電効率が 33%以上（高位発熱量基準 HHV 基準で 30%相当以上）および LHV 基準の総合効率が 80%以上（HHV 基準で 72%相当以上）であること。ならびに、50%負荷運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上（HHV 基準で 54%相当以上）であること。</p> <p>固体酸化物形燃料電池については、JIS 基準（JIS C8841:2010 小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の発電効率が 40%以上（高位発熱量基準 HHV 基準で 36%相当以上）および LHV 基準の総合効率が 80%以上（HHV 基準で 72%以上）であること。ならびに、50%負荷運転時の LHV 基準の総合効率が 60%以上（HHV 基準で 54%相当以上）であること。</p>
<p>ガスエンジン給湯機 (エコウィル)</p>	<p>JIS B8122 に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80%以上であること。</p>